

# ハリケーン損害に直面する 米国フロリダ州の損害保険業界

—ステート・ファーム・フロリダ社の撤退問題を中心として—

主任研究員 佐藤 智行

## 目 次

1. はじめに
2. フロリダ州の損害保険市場環境
  - (1) ハリケーンの来襲地
  - (2) ホームオーナーズ保険市況
  - (3) フロリダ州ホームオーナーズ保険市場の近年の経緯
  - (4) 規制環境
  - (5) シチズンズ財産保険会社
3. ステート・ファーム・フロリダ社の撤退問題
  - (1) 会社概要
  - (2) 47.1%の料率引上げ届出 (2008.7.16)
  - (3) フロリダ州からの撤退表明 (2009.1.27)
  - (4) 「消費者選択法案」(2009.6.24 不成立)
  - (5) ホームオーナーズ保険独自割引の廃止 (2009.7.26)
4. おわりに

## 1. はじめに

全米最大の損害保険会社であるステート・ファームの地域子会社ステート・ファーム・フロリダ社は本年1月27日、2011年末を目処にフロリダ州財産保険市場からの撤退を表明した。この撤退表明の直接のきっかけとなったのは、極めて単純に言えば、ステート・ファーム・フロリダが過去のハリケーン損害への保険金支払による損失を穴埋めしようとして監督当局宛に行ったホームオーナーズ保険の料率引上げ申請が却下されたからである。

この撤退表明以来、地域子会社を通じてにせよ、米国最大手の損害保険会社が一つの州から撤退することに米国保険業界では大きな関心が広がってきた。事実、この問題は当事者であるステート・ファーム・フロリダと保険監督当局間だけの問題には留まらず、同州知事や行政審判部までを巻き込んだ大きな論争になっており、そのやり取りはある意味興味深い。

ステート・ファーム・フロリダ社が撤退を表明した背景には、今や誰もが容易に推察できるように、フロリダ州に襲来するハリケーンの損害に対して保険金支払が嵩み、保険事業の経営が非常に難しくなっている、ということがある。

我が国における損害保険の事業経営ではこれまで、本リポートで述べるような、マーケット・シェアの高い保険会社が特定地域からの大胆な保険引受け撤退という現象は起こってはいないので、現実感に乏しいように感じられる。しかし、儲からないから保険料率の引上げ申請を行い、それが認められなかったから、シェア1位の座を他に譲ってでも、また撤退条件を付ける監督当局と争いをしながらでも徹底的に撤退しようとスタンスは、米国流の経営スタイルの一部を垣間見るようでもある。

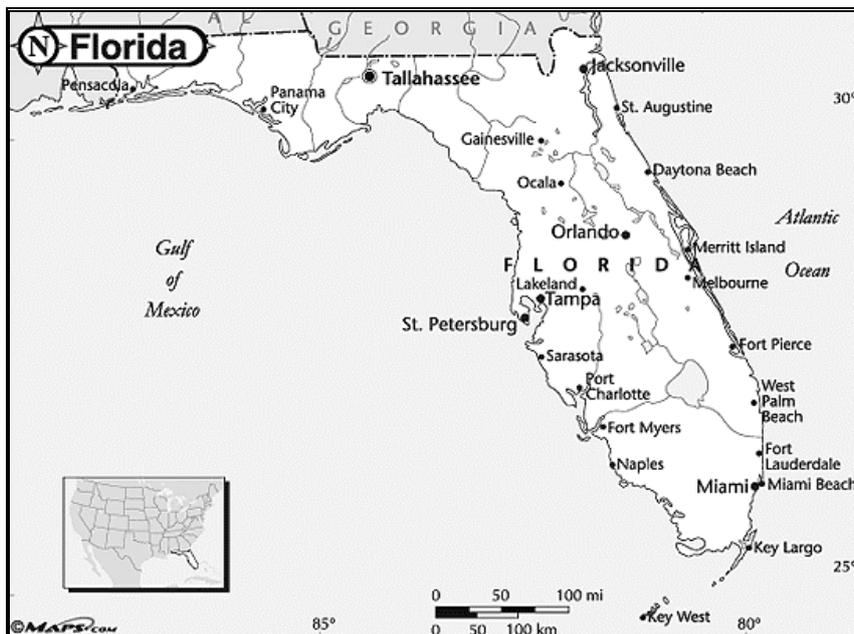
本リポートでは、フロリダ州の置かれている損害保険市場の環境から、今般のステート・ファーム・フロリダが撤退を表明するに至った状況を概観するとともに、撤退表明後の状況まで可能な範囲でレポートする。

## 2. フロリダ州の損害保険市場環境

### (1) ハリケーンの来襲地

米国フロリダ州と言えば、別名「太陽の輝く州」と言われるほどに、気候が温暖な州として知られている州の一つである。フロリダ半島の全域を占め、メキシコ湾、大西洋およびフロリダ海峡により三方を海に囲まれた地域に位置している（図表1）。

図表 1 フロリダ州の位置



(出典：Maps.com ウェブサイト)

保険業界の関係者は、6月から9月までの期間、この温暖で過ごし易いとされるフロリダ州にハリケーンや暴風雨という自然の脅威がいつ牙を剥くかで、一年で最も気を揉む季節となっている。

というのも、ここフロリダ州は上述のとおり、三方を海に囲まれた地域で、ハリケーンの通り道となっており、これまでの歴史上幾多ものハリケーンの襲来による甚大な損害を引き起こされてきているからである。

保険業界の各種情報を提供する保険情報協会（I.I.I）がまとめたハリケーン損害に関する統計データから、ハリケーンが米国の他のどの州よりもフロリダ州に多く来襲していて、いかにハリケーンと密接な関係にあるかが分かる（図表 2）。

図表 2 フロリダ州とハリケーンの数から見た関係

- 米国史上、上陸して高額な保険損害をもたらしたハリケーン<sup>(注1)</sup> 10 個のうち 8 個は、フロリダ州に襲来しており、600 億ドル以上の保険損害額を発生させている。
- 米国に上陸したハリケーンのうち、約 4 割のハリケーンがフロリダに上陸している。
- フロリダに上陸したハリケーンのうち、カテゴリー<sup>(注2)</sup> 3 以上は約 4 割あった。
- 1900 年からの記録上、フロリダ州には少なくとも 2 年に 1 回はハリケーンの襲来がある。
- カテゴリー 3 以上のハリケーンや暴風雨が平均して 4 年に 1 回は襲来している。
- 米国で発生した 1980 年以降すべての大規模自然災害のうち、その 22% はフロリダ州で発生している。

(注 1：ハリケーンの定義については、カリブ海やメキシコ湾などの大西洋北部、大西洋南部、太平洋北

東部および太平洋北中部の地域で発生した熱帯低気圧のうち、最大風速が 64 ノット（毎時 74 マイル、119km）以上のものをいうとされている。

（注 2：ハリケーンの強さは、1 分間の最大風速をもとにカテゴリー1 からカテゴリー5 まで分類され、カテゴリー5 が最も勢力の強いハリケーンとなる。）

（出典：Insurance Information Institute ウェブサイト、“Hurricanes and related deaths in the united states, 1990-2008”をもとに作成）

## （2）ホームオーナーズ保険市況

次に、ハリケーンによる損害を補償するホームオーナーズ保険を巡る状況を見ていくこととする。ホームオーナーズ保険は、わが国の火災保険に該当し、一般的には風水災の補償まで包含されている<sup>1</sup>。

### a. 主要な市場参加会社

図表 3 は、米国フロリダ州においてホームオーナーズ保険を引き受けるトップ 5 の損害保険会社のランキングとその収入保険料を表したものである。全米規模の元受収入保険料ベースでホームオーナーズ保険首位のステート・ファーム社がフロリダ州においても首位の収入保険料を計上しているが、興味深いことは同じく全米規模でホームオーナーズ保険の元受収入保険料第 2 位のオールステート社がフロリダ州のホームオーナーズ保険の引受トップ 5 にランクインしていない、とうことである<sup>2</sup>。

代わりに引受第 2 位に順位しているのは、フロリダ州自身が保険手配の困難になった州民のために設立した州営のシチズンズ財産保険会社で、保険付保の最後の砦としての役割を持っている<sup>3</sup>。

---

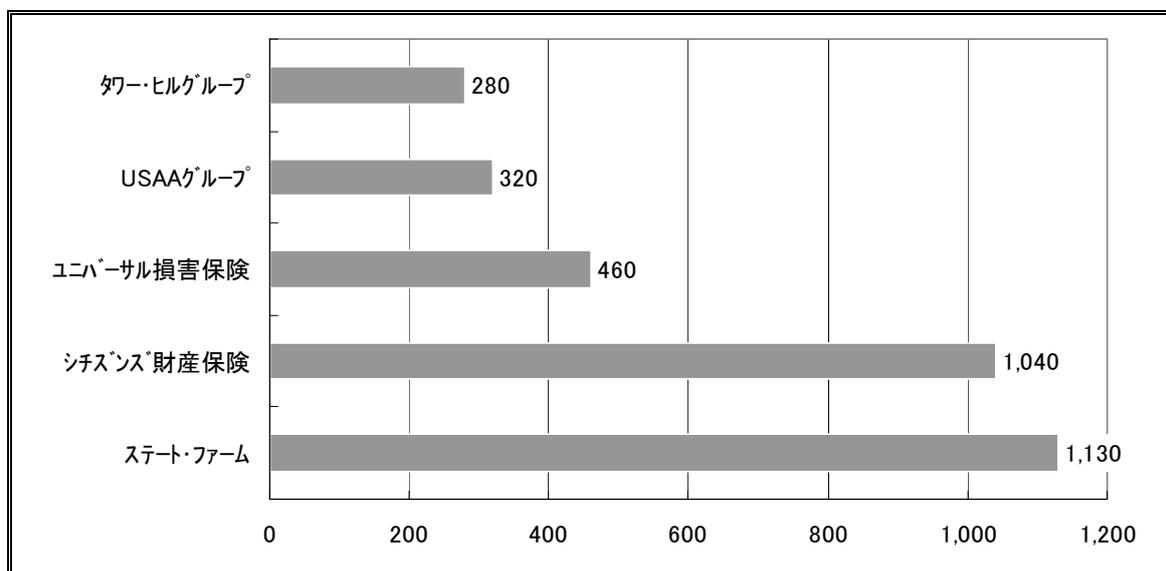
<sup>1</sup> マルチペリルタイプのホームオーナーズ保険を指す。ホームオーナーズ・マルチペリル保険とは、住宅所有者が自ら占有する居住用財産を補償するために、もっともよく利用されている保険を指し、住宅構造体、住宅内内容物および居住者に関する複数の異なる補償を一纏めにした表現である（出典：Martin Francis Grace, Robert W. Klein, Paul R. Kleindorfer, “Catastrophe insurance” (2003) p.7-8)。一般的には、HO-2、HO-3、HO-5、HO-8 を包括したものとして、マルチペリルという表現が用いられている。本レポートで取り上げるホームオーナーズ保険はマルチペリルのホームオーナーズ保険である。米国のホームオーナーズ保険について、詳しくは当研究所『欧米保険市場における個人向け保険商品の特性と販売・募集の実態』（2007.9）を参照願う。

<sup>2</sup> フロリダ州におけるオールステート社のこれまでの営業状況については、後記 2. (3) b.を参照願う。

<sup>3</sup> シチズンズ財産保険会社について、詳しくは後記 2. (5) を参照願う。

図表 3 フロリダ州大手保険会社のホームオーナーズ保険の収入保険料（2008年）

（単位：100万ドル）



（注）保険料は元受計上保険料である。

（出典：A.M.Best, “BEST’S REVIEW”（2008.6）p.51 をもとに作成）

## b. 損害率

図表 4 は 2004 年から 2008 年まで過去 5 年に亘るフロリダ州のホームオーナーズ保険の損害率推移を示すグラフである。フロリダ州のホームオーナーズ保険の損害率に影響を及ぼすのは、ハリケーンの襲来があったかどうか、ということが最も影響する。

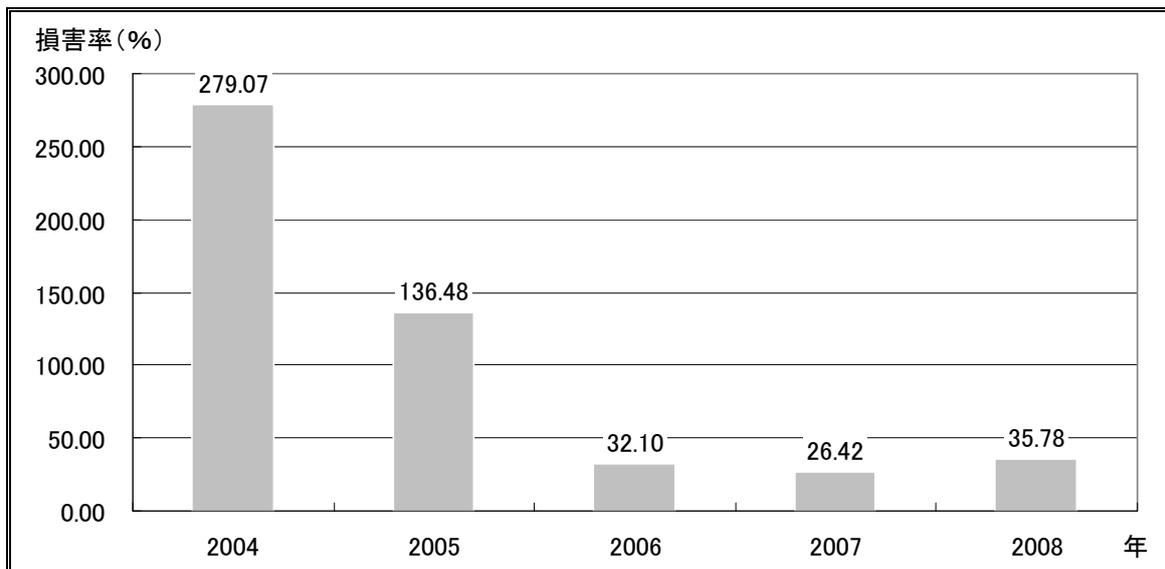
この 5 年で見ると、最も損害率が高かったのは 2004 年の 279% である。この年、フロリダ州には、4 つのハリケーンが上陸し、209 億ドルもの保険損害額を発生させた<sup>4</sup>。2 番目に高い損害率となっているのは、翌 2005 年の 136% であり、フロリダに襲来した 3 つのハリケーンだけで約 124 億ドルの保険損害額をもたらしている<sup>5</sup>。

2006 年以降の 3 年間については、損害率だけを見れば低位安定した状況が継続している。

<sup>4</sup> 2004 年には、保険損害額の多い順に、ハリケーン・チャーリーがキャオ・コスタ (Cayo Costa) に上陸して 82 億ドル、ハリケーン・イヴァンがガルフ・ショアーズ, AL (Gulf Shores, Ala) に上陸して 47 億ドル、ハリケーン・フランシスがスウェルズ・ポイント (Sewell’s Point) に上陸して 47 億ドル、およびハリケーン・ジーンがスチュアート (Stuart) に上陸して 33 億ドルを、それぞれ保険損害額として発生させている。

<sup>5</sup> 2005 年には、保険損害額の多い順に、ハリケーン・ウィルマがケープ・ロマーノ (Cape Romano) に上陸して 109 億ドル、ハリケーン・デニスがナバー・ビーチ (Navarre Beach) に上陸して 9 億ドルおよびハリケーン・カトリーナがゴールデン・ビーチ (Golden Beach) に上陸して約 6 億ドルを、それぞれ保険損害額として発生させている。

図表 4 フロリダ州におけるホームオーナーズ保険の損害率推移（2004－2008 年）



(注) ここでの損害率は、アード・ベースの損害率である。

(出典：A.M.Best, “BEST’S REVIEW” (2008.6) p.51)

### (3) フロリダ州ホームオーナーズ保険市場の近年の経緯

フロリダ州では、2004 年に大型ハリケーンが 4 つも来襲して以降、同州の損害保険会社に対して、以下に記すような種々の影響が広がっていった。

#### a. 保険業界説明責任および消費者保護法（2007.1.25 成立）

2004 年以来、ホームオーナーズ保険の保険料率が 2 倍以上に上昇し、州民の中には自らの住宅に保険を付けられない人も出ていた。州議会では、このような保険料率の急激な上昇が州民に与える影響を考慮して、保険料の上昇を抑えることを主目的とした特別立法の場が持たれ、法律による対策が取られることとなった。

議会手続きを経て制定された法律は、「保険業界説明責任および消費者保護法 (Insurance Industry Accountability and Consumer Protection Act)」という名称で、2007 年 1 月 25 日に成立した。この法律は、1) 民間保険会社に対して保険料を 5%～25%またはそれ以上の範囲で引き下げること、2) フロリダ州立のシチズンズ財産保険会社が民間保険会社と競争できるようにその営業料率引下げを認めること<sup>6</sup>、3) 元受保険会社が再保険手配を他の再保険市場より低料率で行えるよう、ハリケーン損害専門の再保険プールである州立フロリダ・ハリケーン・キャタストロフィー・ファンド<sup>7</sup>への出資を増額すること、などを主な内容とした法律である。

<sup>6</sup> シチズンズ財産保険会社について、詳しくは後記 2. (5) を参照願う。

<sup>7</sup> フロリダ・ハリケーン・キャタストロフィー・ファンド (Florida Hurricane Catastrophe Fund: FHCF) は、1992 年当時、米国史上最高の保険損害額をもたらしたハリケーン・アンドリューが過ぎ去った後に開催されたフロリダ州特別立法議会を経て、1993 年 11 月に創設された信託基金である。この基金は、フ

## b. オールステート社の引受け縮小と撤退

全米第 4 位の損害保険グループであるオールステート保険グループの地域子会社、オールステート・フロリディアン社 (Allstate Floridian Insurance Company) <sup>8</sup>は 2004 年当時、フロリダ州で 11.4%のマーケット・シェアを有していたが、同年のハリケーン・シーズン終了後、新規契約を対象に契約の引受け基準を厳格化する方針を打ち出した。

さらに、翌年の 2005 年にはエクスポージャーの縮小を目的として、新規のホームオーナーズ保険の引受けを停止するようになった結果、数年前までに 110 万件あった契約件数は 60 万件にまで縮小するようになった。

それから約 3 年後の 2008 年 12 月末現在、有効な保険契約は 12 件にまで激減している<sup>9</sup>ことから、徹底的な引受け制限がなされたことが推察できる。現在のところ、フロリダ州の保険監督当局である保険規制局 (Office of Insurance Regulation : フロリダ州保険庁、以下の本レポートでは便宜上「フロリダ州保険庁」とする) 宛に営業免許の返上は行っていないことから、残存契約の維持管理を主たる業務として行っているものと思われる。

一方、同じオールステート保険グループに属し別の会社名で財産保険の元受営業を行ってきた会社として、エンコンパス・フロリディアン保険会社 (Encompass Floridian Insurance Company) がある<sup>10</sup>。この会社は 2009 年 2 月に保険契約者宛てにフロリダ州の財産保険から撤退する通知を行ったが、実際には前年の 2008 年 9 月 19 日、フロリダ州保険庁宛に契約の継続中止の届出を行っていた。

フロリダ州保険庁は、後述するようなステート・ファーム・フロリダ社からの撤退届出に条件を付けるようなことはしないで、エンコンパス・フロリディアン保険会社からの撤退届出を認めることとした。すんなり認めた背景には、同社の財産保険の契約件数がわずか 11,000 件と、大きな影響が発生することはないものと判断したものと見られている。

以上のような経緯を経て、現在、フロリダ州におけるオールステート社のプレゼンスはほぼゼロの状態となっている。

---

フロリダ州での事業免許を有し風災や暴風雨災害の保険を提供する保険会社に対して、大型ハリケーンのような壊滅的影響を及ぼす巨大損害に関する再保険カバーを提供している。基金に拠出される再保険料は、このファンドに参加している約 200 の個々の保険会社ごとに計算されており、保険会社は過去からの傾向データに基づきモデル化されたハリケーン・モデルを利用してより精緻化されている料率を使用している

<sup>8</sup> 2009 年 7 月、オールステート・フロリディアン保険会社は、「キャッスル・キー保険会社(Castle Key Insurance Company)」への社名変更を行った。

<sup>9</sup> Office of Insurance Regulation, “Quarterly Supplemental Report--Market Share Report Top 200 Companies Ranked by Policies In Force” (Quarter Ending Date 2008.12.31)

<sup>10</sup> 同じ保険グループに属しながら同じ州でそれぞれ別の会社名で営業を行ってきた理由は不明である。

## (4) 規制環境

後述するステート・ファーム・フロリダ社の撤退を巡る問題を見ていくに当たっては、その前提としてフロリダ州における保険の規制環境に関する予備知識が必要となるので、それらに触れておくこととする。

### a. 料率規定

フロリダ州法 37 編 627 章 062 条<sup>11</sup>は、同州で使用される保険料率について、高過ぎないこと (Not Excessive)、料率が低過ぎないこと (Not Inadequate) または不当に差別的でないこと (Not Unfairly Discriminatory) を規定した上で、フロリダ州保険庁による料率認可の形態について、90 日以上前の届出後使用制 (file and use) か、30 日以内の使用後届出制 (use and file) のいずれかにより行うとしている。

90 日以上前の届出後使用制とは、保険会社が新料率の使用を開始する 90 日以上前にフロリダ州保険庁に届出を行う一方、フロリダ州保険庁は届出の受領後 90 日以内に料率審査を行って承認または不承認の通知を発行する手続きである。フロリダ州保険庁が承認または不承認の通知を発行することなく、90 日経過すれば新料率の使用開始が承認されたものと見なされる。手続きの名称こそ異なるが、届出後使用制は実質的には事前認可制と同じである。

他方、30 日以内の使用後届出制とは、保険会社が新料率をすぐに使用可能であるが、発効日以降 30 日以内にフロリダ州保険庁に届出を行う必要があり、その料率の高いことが判明した場合には、その保険料の返還を命令することが可能な制度である。

現行、フロリダ州保険庁によるホームオーナーズ保険の料率認可の方法は、前者の 90 日以上前の届出後使用制が採用されている。

### b. 居住財産対象の保険料節減措置

フロリダ州法 37 編 627 章 0629 条<sup>12</sup>は、保険の目的となる居住財産について、建具や建築様式に暴風雨損害の減少効果が実証された工法が採用されているような場合には、保険会社がその居住財産を対象としたホームオーナーズ保険に関して届出する料率は、保険数理上合理的な割引や料率格差を有するか、または免責金額の適切な縮小を包含しなければならないと規定している。

この規定は、暴風雨損害の多発しているフロリダの地域性を反映したものであり、暴風雨損害を予防するための手立てとして居住財産に暴風雨被害軽減技術を施工した消費者を対象とし、保険料の節減となる措置を講じなければならないとしている。

---

<sup>11</sup> Florida Statutes, Title XXXVII Insurance, Chapter 627 Insurance Rates and Contracts, Part I Rates and Rating Organizations, 062 Rate Standards.

<sup>12</sup> Florida Statutes, Title XXXVII Insurance, Chapter 627 Insurance Rates and Contracts, Part I Rates and Rating Organizations, 0629 Residential Property Insurance; Rate Filings.

この州法の規定を具体化したものが次のフロリダ行政規則<sup>13</sup>にある暴風雨軽減割引である。

### (a) 暴風雨軽減割引制度

フロリダ行政規則 690-170 章 017 条<sup>14</sup>は、上記州法に規定された保険料節減の具体的な措置を示したもので、暴風雨軽減割引を規定している（図表 5）。暴風軽減割引制度の内容については、図表 6 のとおり、強化屋根、強化金具、防風シャッターなど暴風やハリケーンなどによる被害を低減させる技術が建物に施工された住宅を対象として、その保険料が割引される、というものである。

**図表 5 暴風雨軽減割引規定（フロリダ行政規則 690-170.017 条）**

(2)	フロリダ州法 627 章 0629 条により、保険数理上合理的な根拠を有する割引や適切な免責金額の低減（補償額の拡大）は、暴風雨損害を低減することが実証されてきたフロリダ州建築基準法の最小限の規定を含めて、住居定着物や建築技術の施された住居向けの居住用財産保険の料率の中で規定されなければならない。それらの割引率は、「暴風雨軽減割引；一家族用住宅以外の住宅用」および「暴風雨軽減割引；一家族用住宅用」で規定された割引率を反映させなければならないこととなっていて、「耐風特徴を有する住宅構造と損害との関連性の発展」および「5 部屋以上ある住宅構造の耐風特徴と損害との関連性の発展」に関する研究に基づくものである。これらの割引は、フロリダ州保険庁が確認のためにすべての仮定が利用できる詳細な代替の研究により援用されない限り、いかなる修正をすることもなく、利用されなければならない。
(3)	修正を援用するために割引を現在受けている証券に関する実際の情報がある場合にのみ、料率届出は現在の事業に関して収入の影響を反映させるためにその他の料率要素を修正することができる。

（出典：フロリダ州行政管理法体系ウェブサイト（Florida Administrative Rules, Law, Code, Register – FAC, FAW, eRulemaking）, “690-170.017 : Windstorm Mitigation Discounts”）

**図表 6 暴風雨軽減割引の内容**

対象住宅	マンション、戸建住宅
暴風やハリケーンの被害低減要素	強化屋根板、強化屋根ベランダ、ハリケーン用留め金具、耐衝撃窓、防風シャッター、屋根形状、その他の構造技術
その他割引要素	住宅所在地
割引適用の可否判断	住宅やビルの建築・建造に関連した資格を有する検査人の立会い検査による

（出典：Wind Mitigation Inspection Florida, Louisiana and South Carolina ウェブサイト）

<sup>13</sup> フロリダ行政規則集（Florida Administrative Code）は、フロリダ州の各行政機関の規則および規制の公式編集物であり、担当となる部局、委員会またはその他の機関ごとに編番号が付された構成となっていて、州法に規定のない規制や規則を掲載している。

この暴風軽減割引制度は、上述のとおり、もともとは州の憲法とも言える州法に由来する、一種の強制による割引制度のため、保険会社個社の判断で廃止できるようなものではない。しかし、この制度は、後述するように、フロリダ市場で事業を営む保険会社にとっての悩みの種となるのである。

### c. 保険会社の撤退・保険種目引受けの停止

フロリダ州法 37 編 624 章 430 条<sup>15</sup>は、保険会社の撤退や一部保険種目の引受け停止に関する事項を規定した条項である。

条 1 項において、営業免許の返上、フロリダ州からの撤退または一部保険種目の引受け停止を希望する保険会社は、理由を付して 90 日以上前にフロリダ州保険庁宛に書面により通知することを規定している。

また、条 2 項においては、フロリダ州保険庁は、通知内容やその他の必要な情報を審査したうえで、フロリダ州から撤退しようとしている保険会社の計画が保険会社としての責任を達成するための適切な準備であり、保険契約者や州民にとって危険ではないと認定できた場合、当該保険会社からの営業免許返上を承認するものとしている。フロリダ州保険庁は保険会社から提出された計画の通知受領後 45 日以内に、その計画に対して承認、不承認または条件付承認のいずれかを行うこととし、フロリダ州保険庁が当該通知に適時適切な行動を取らなかった場合には、営業免許返上に承認したものと見なされると規定している。

## (5) シチズンズ財産保険会社

シチズンズ財産保険会社は、フロリダ州のホームオーナーズ保険市場ではステート・ファーム・フロリダ社に次ぐマーケット・シェアを有するフロリダ州立の保険会社である。

### a. 設立経緯

シチズンズ財産保険会社は、フロリダ州がハリケーン災害にさらされやすいという地域特性から、フロリダ州議会が州民に対して財産保険の付保を確実にすることにより州民の安心・安全を確保するという公共目的のもとに、2002 年にそれまであったフロリダ居住用財産災害保険引受企業連合会とフロリダ暴風雨引受協会が合併して誕生した。非営利で非課税措置の適用を受けている、公営企業体の保険会社である。

---

<sup>14</sup> Florida Administrative Code, Rule Chapter 690-170, 017 Windstorm Mitigation Discounts

<sup>15</sup> Florida Statutes, Title XXXVII Insurance, Chapter 624 Insurance Code: Administration and General Provisions, Part III Authorization of Insurers and General Requirements, 430 Withdrawal of insurer or discontinuance of writing certain kinds or lines of insurance.

## b. 最後の砦

保険引受けの条件として、居住している住宅などが古くてハリケーン損害などに遭いやいために、任意市場の民間保険会社から引受け拒否に遭ったような人々を対象として、いわば公的責任によりフロリダ州民の財産を守る名目のもと、保険を求める人々の最後の砦として保険を提供する州立の保険会社である。

民間保険会社ではない公的保険会社が最後の砦として保険を提供するという語感から、加入に必要な保険料は低廉そうという印象が湧くが、実態は逆で 2002 年の設立以来州内で最も高い保険料を契約者に請求することがフロリダ州法により要請されてきた<sup>16</sup>。これは、民間保険会社と競合することのないように、敢えて市場で最高の料率を課すことにより、シチズンズ財産保険会社に残余市場機能としての役割発揮が期待されてきたからである。

## c. 料率の変遷

シチズンズ財産保険会社の保険料率については、その残余市場会社的位置付けから、設立当初から州法の規定に従って州内で最高の料率が使用されてきたが、2007 年 1 月 25 日成立の「シチズンズ社改革および民間市場復興法 (Citizens Reform and Private Market Restoration Act)」<sup>17</sup>により、この時点で使用していた料率水準を 2008 年末まで継続して使用することを求められる一方、州内で最高料率を使用するという州法の規定は解除されることとなり、任意の市場で民間保険会社と競合する環境が一時的に生まれた。

その後、2008 年末まで維持することとされていたシチズンズ財産保険会社の料率は、2007 年 6 月になって、もう 1 年延長して 2009 年末まで継続されることとなったので、実質的には 3 年間に亘る料率凍結がなされてきたことになる。

2010 年以降の料率の取扱いを巡っては、2014 年までの 5 年間に亘り毎年最大 10%、シチズンズ財産保険会社の財務状況が数理的に健全なレベルに達するまで料率引き上げを容認するという法律が成立したので、再び州内で最高の料率となることが見込まれる。

後述するが、州立のシチズンズ財産保険会社に対して 2010 年以降の年間最大 10% の料率引き上げが認められたことは、民間保険会社のステート・ファーム・フロリダ社の料率引き上げが認められなかったことと、まさに正反対の動きである。

## 3. ステート・ファーム・フロリダ社の撤退問題

本レポートのメインピックであるステート・ファーム・フロリダ社の撤退問題を検討するにあたり、まずはその会社概要から見ていくこととする。

<sup>16</sup> 任意市場の個人向け保険会社上位 20 社の保険料率を上回るように設定されてきていた。

<sup>17</sup> 前記 2. (3) a. で触れた「保険業界説明責任および消費者保護法 (Insurance Industry Accountability and

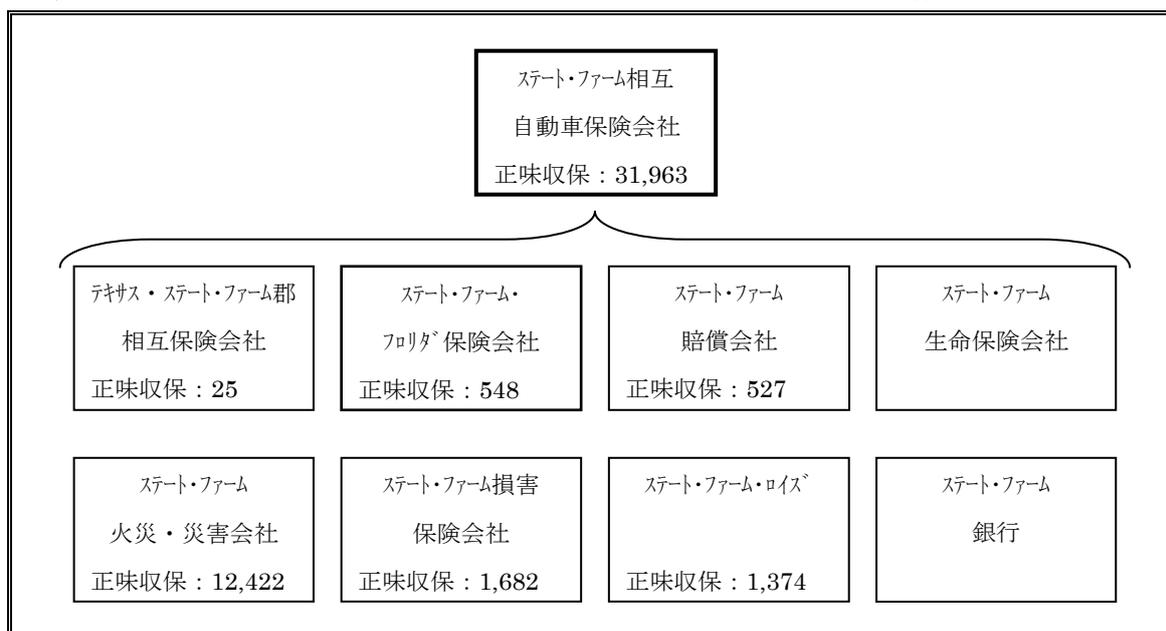
## (1) 会社概要

### a. 現況

ステート・ファーム・フロリダ社は、ステート・ファーム・グループに属し、ステート・ファーム相互自動車保険会社（State Farm Mutual Automobile Insurance Company）<sup>18</sup>の全額出資子会社である。損害保険事業を営む保険子会社の中では、収入保険料規模で5番目に大きな子会社である（図表7参照）。

図表7 ステート・ファーム・グループ

（正味収保単位：100万ドル）



（出典：State Farm ウェブサイト）

フロリダ州では、全世帯のうち4軒に1軒の割合でステート・ファーム・フロリダ社の保険商品に加入しており、約120万件に及ぶ財産保険が州内で普及している。その他の現況データについては、図表8のとおりである。

Consumer Protection Act)」と一括して可決され、成立した。

<sup>18</sup> ステート・ファーム相互自動車保険会社は、1922年に設立された、全米1位の市場シェアを持つ相互保険会社である。17,000店以上の専属代理店と、67,000人の従業員が、米国とカナダで7,800万件以上の保険契約を扱っている。

図表 8 ステート・ファーム・フロリダの現況データ (2009. 3. 17 現在)

代理店関係	委託代理店数	826 店
	代理店従業員数	4,479 名
会社従業員数		4,801 名
保険金請求取扱件数		82 万 1,000 件
支払保険金	財産保険	5 億 7,700 万ドル
	自動車保険	17 億ドル
契約件数	財産保険	約 120 万件
	自動車保険	約 280 万件

(出典：State Farm ウェブサイト)

## b. 沿革

ステート・ファーム・フロリダ社がフロリダ州でこの会社名により事業免許を取得したのは 1998 年 12 月で、翌年の 1999 年 2 月から営業開始した。

もともとは、全米展開するステート・ファーム損害保険会社 (State Farm Fire and Casualty Company) という会社名でかねてより営業をしてきていたが、新たに「ステート・ファーム・フロリダ社」という会社名とすることで、フロリダ州内でのみ営業する地域子会社という色彩を前面に出して新たな再出発を切った。

従前の会社名である「ステート・ファーム損害保険会社」のもとでは、フロリダ州も全米規模の枠組みに組み込まれた形であったが、「フロリダ」という地名の付いた新会社名となったことで、この全米規模の営業展開の枠組みから分離され、完全にフロリダ州内でのみ自己完結することが求められるようになった。

全米規模の枠組みから分離させられた背景には、フロリダ州に頻繁に来襲するハリケーンの大きなリスクに対応することを企図されたからと推測される。ステート・ファームのウェブサイト上には、ステート・ファーム・フロリダ社の設立に至った背景に関する説明が図表 9 のとおり掲載されている。

**図表 9 創設の背景説明**

① フロリダ以外の地域の保険契約者ならば、フロリダ特有のリスクに対し援助するようなことはしない、ということをも明白なものとするために、

ステート・ファーム・フロリダの親会社であるステート・ファーム相互自動車保険会社は、米国全体を通して保険契約者への債務を負っている。保険契約者が他州の保険契約者に援助するようなことは、どの州の規制当局も認めないだろう。例えば、ステート・ファーム・フロリダ社は、カリフォルニア州で山火事が発生しても、オクラホマ州で竜巻が発生しても、その損害を埋め合わせるために、フロリダ州民に対して翌年の保険料を引き上げて請求をすることは許されていない。同じ考えにより、フロリダで発生するハリケーン被害による損害を埋め合わせようと、他州の保険契約者に埋め合わせのための保険料引上げをするようなことは許されていない。

② 営業する州で提示されたリスクと釣り合いの取れたフロリダ州の料率を請求するために、

フロリダ州のような大自然災害に見舞われやすい州では、通常のに想定される保険金支払とその費用をカバーすると同時に、退避不可能なハリケーンの襲来があってもかなりの内部留保を確保してそこから万全の保険金支払ができるように、料率は適正でなければならない。ステート・ファーム・フロリダの現行の料率は、上記いずれの目的に対しても適正なものとなっていない。

(出典：State Farm ウェブサイト)

上記図表 9 の背景説明のうち、①の説明については、フロリダ州にのみ度重なって発生するハリケーンによる危険損害の負担を、その危険がまったくない他の州の保険契約者に負わせるのは公平に欠けるという論理である。確かにもっともな説明ではあるが、保険原理上は母集団の数の大きい方がリスクが分散して平均的に保険料は低下するはずで、従前どおりに全米ベースの保険集団に留まっていた方が、保険契約者の支払う保険料は、フロリダ州民だけから構成されるハイリスクの保険母集団から請求される保険料よりも、低廉なものであったろうということは明白であろう。

それでも、親会社であるステート・ファーム相互自動車保険会社が、フロリダ州での営業について、従前のステート・ファーム損害保険会社から分離させて、フロリダ州専門の地域子会社を設立した事情には、フロリダ州以外の地域の保険契約者が保険金支払の享受を得ることのないまま、最近度重なって発生したハリケーン損害による保険金支払を反映して年々上昇していく保険料に対する不満が他地域で高まっていった結果、経営判断として分離独立させた、ということも同時に推察できる。

上記図表 10 の②の説明については、上記①を受け、ハリケーン被害による損害を被りやすいフロリダ州内でのみ営業活動をしていくためには、そのリスクに見当たっただけの保険料を請求する、という主張となっている。

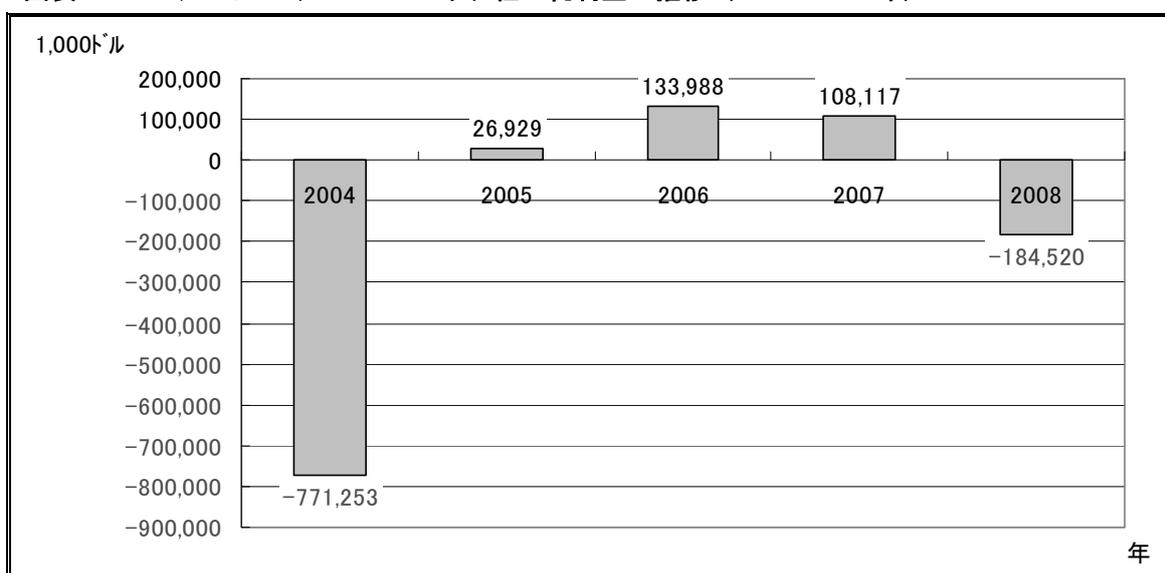
親会社であるステート・ファーム相互自動車保険会社は、低リスク地域と高リスク地

域のリスクレベルの分断を図り、それぞれの地域リスクに相応しい保険料設定を可能として公平感を達成できるように、このフロリダ子会社を設立したと言えよう。

### c. 財務状況

ステート・ファーム・フロリダ社は、同社ウェブサイト上で、2000年以來1ドルの保険料収入に対し保険金と諸費用を合わせ1.21ドル支払ってきたとして財務の窮乏を訴えており、図表11に示す2008年の第3四半期までの財務報告を引用して、特にその1年あまりの間に財務が悪化したことを述べている。

図表 10 ステート・ファーム・フロリダ社の純利益の推移 (2004-2008年)



(出典：A.M.Best, “BEST WEEK U.S./CANADA” (2009.4.20))

図表 11 ステート・ファーム・フロリダ社の主な財務の状況 (2008年1-9月)

(単位：100万ドル)

	実額	前年同期比	備考
元受計上保険料	1,039	△156 (-13.1%)	州強制暴風雨軽減割引制度拡大、保険契約件数減少
正味保険料	571	(注)	
保険金支払	自然災害関連の高額保険金支払 (注)	34 (+106.4%)	主に熱帯性低気圧フェイ通過後の損害発生に対する
	非自然災害関連保険金支払 (注)	89 (+29.7%)	
保険引受け損失	217	204 (+1569%)	前年同期実額 1,300万ドル
剰余金	621	△202 (-24.5%)	

(注) 当該数値については、公表されていない。

(出典：State Farm ウェブサイトをもとに作成)

保険料収入が前年同期比で 1 億 5,600 万ドルも減少した理由については、主に暴風雨軽減割引制度の適用拡大および保険契約の件数減少にあることを挙げる一方、ハリケーン級の巨大な暴風雨関連の支払いはなかったものの、自然災害による高額保険金支払が主に熱帯性低気圧フェイ関連の支払として前年同期比倍増したことなどにより、保険引受け損失は前年同期の 1,300 万ドルから 2 億 1,700 万ドルに拡大したことを報告している。この結果から、保険引受け損失については、前年から実に 17 倍以上にも拡大し、ほぼその増加額に等しいだけの剰余金が減少しているのが分かる。剰余金は、予想外のまたは壊滅的な事態から保険契約者を保護するために、準備金を超える部分の財務的クッションの役割を果たすことから、この減少は保険会社にとっては致命的なものとなる。

その後、同社は 2009 年 6 月 18 日、AM ベスト社から、収入の大幅な落込みと資本の悪化を理由として、財務格付については B+ (Good) から B (Fair) に、発行者信用格付については bbb- から bb に、財務見通しについては安定的 (stable) から否定的 (negative) に、それぞれ引下げられている。

## (2) 47.1%の料率引上げの届出 (2008.7.16)

ステート・ファーム・フロリダ社は、2008 年 7 月 16 日、同年 12 月 1 日以降保険始期の新規契約および 2009 年 3 月 1 日以降保険始期の更改契約について、フロリダ州全体平均で 47.1%の料率引上げを求める届出をフロリダ州保険庁宛に行った。引上げ幅は地域により異なるが、低い地域で 23%、高い地域で 88%となっている。

### a. ステート・ファーム・フロリダ社の公聴会声明 (2008.8.12)

ステート・ファーム・フロリダ社社長は、上記届出から約 1 か月後、フロリダ州保険庁の求めに応じて公聴会に臨み、料率引上げが認められなければ 2011 年末までに保険金支払不能に陥るとし、フロリダ州保険庁宛に行った平均 47.1%の料率引上げの届出について、その主たる理由を次のとおり陳述した。

- ① 大自然災害発生時の保険金支払に対応できるように、保険金支払能力の向上を図るためである。現状での保険料収入の落込みはそれ自体が保険引受け損失を発生させている状況にある。
- ② 州強制による暴風雨軽減割引の割引率は非常に高く、これによって保険料収入が大幅に落込んでいる。割引の率に見合うほどに、ステート・ファーム・フロリダ社の負担するリスクは低減していない。
- ③ これまでに経験してきたハリケーン級の巨大損害に対応できるように、保険料を引き上げて再保険カバーを厚くする必要がある。

上記陳述のうち、②については、フロリダ州で最も大きなマーケット・シェアを有するステート・ファーム・フロリダ社にしてみると、法律で強制された割引制度が原因により、最大シェアに応じた保険料収入の落込みを被ったこととなり、これが引いては同社の財務を毀損させてきたと捉えている、まことに恨めしい法律規定となっている。

事実、この割引制度を利用できるようになった最初の頃は、65,00～70,000 戸の住宅が対象だったが、その後多くの住宅が暴風雨軽減割引制度を使った保険料控除の適用を受けようと住宅を補強して強固にしていたため、現在ではフロリダ州で 30 万戸の住宅がこの割引制度の適用を受けている。戸数にして当初の 4 倍強の住宅戸数がこの割引制度を受けていることになり、その分ステート・ファーム・フロリダ社の保険料収入は減少した。このことをまさに料率引上げの第一の要因として挙げている。

#### **b. フロリダ州保険庁から料率引上げ不承認の回答 (2008.8.25)**

フロリダ州保険庁は、7 月にステート・ファーム・フロリダ社から料率引上げの届出のあった 2,000 ページ以上もの書類および 8 月上旬に開催された公聴会席上の同社側の証言を徹底的に審査したものの、同社の要求する料率引上げを認めるだけの十分な裏付けが不足しているとして、47%の料率引上げは不承認とする回答をフロリダ州法の規定<sup>19</sup>に基づき行った。

不承認とされた理由は、ステート・ファーム・フロリダ社への回答書の中で全部で 23 個挙げられていた。決定的な理由は、前記 2. (3) a. で見たように、州議会の立法措置により居住用財産を対象とした保険料が引き下げられるよう、フロリダ・ハリケーン・キャタストロフィー・ファンドのファンドを拡大して保険会社が従前よりも低廉な再保険料で再保険付保が容易となる法制定<sup>20</sup>をしたにもかかわらず、むしろそれに反するような料率引上げの届出を行ったことであった。

#### **c. 料率引上げを巡る行政審判 (2008.8.29～2008.12.12)**

ステート・ファーム・フロリダ社は、フロリダ州保険庁から 47.1%の料率引上げが不承認となったことを受けて、不承認となった 8 月 25 日からわずか 4 日後の 29 日、料率引上げに関する行政審判の開催を求める申立てを州保険庁宛に行った。

行政審判には、州法の規定により利害関係人に影響を及ぼす決定事項について十分な説明が必要とされているが、フロリダ州保険庁は 9 月 5 日、ステート・ファーム・フロリダ社から申立てのあった書類について、争点となる重要事実に関する説明が不十分であるとして、申立て自体を却下した。

その後、ステート・ファーム・フロリダ社は 8 月 29 日の申立て書類で指摘された不

<sup>19</sup> 前記 2. (4) a. を参照願う。

<sup>20</sup> 「保険業界説明責任および消費者保護法 (Insurance Industry Accountability and Consumer

備を補って再度、9月12日になって2度目となる申立てを行った。

申立て書類が受理されて正式に開始された行政審判は、10月下旬のフロリダ州行政審判部による3日間に亘る尋問を経て、行政審判部判事からの判決を待つこととなった。12月12日、同判事から、「ステート・ファーム・フロリダ社は、自ら行った47.1%の料率引上げの届出について、高過ぎないこと（Not Excessive）、料率が低過ぎないこと（Not Inadequate）または不当に差別的でないこと（Not Unfairly Discriminatory）を証明する必要があるにもかかわらず、その証明をしてこなかったことを決定する最終命令手続きに移行する。」とする推奨命令が発出された。

それから、約1か月後の1月12日、フロリダ州保険庁長官から、最終的にステート・ファーム・フロリダ社の料率引上げの届出は不承認とする最終命令が発せられ、事実上、ステート・ファーム・フロリダ社の料率引上げは不可能となった。

### **(3) フロリダ州からの撤退表明（2009.1.27）**

ステート・ファーム・フロリダ社は、1月12日にフロリダ州保険庁から発出された最終命令をもって、前年夏から取組んできていた47%の料率引上げが最終的に不承認となったことを受け、フロリダ州法37編624章430条<sup>21</sup>に基づき、2011年末までに同州における財産保険市場から撤退する計画を提出した。

フロリダ州で最大のホームオーナーズ保険（マルチ・ペリル）の引受保険会社であるステート・ファーム・フロリダ社は、現在のリスクや料率の状況の下ではもはやフロリダで事業を行うことはできず、2011年の末までに支払不能になるだろうと判断したものである。

#### **a. フロリダ州保険庁長官の条件付撤退承認（2009.2.13）**

フロリダ州保険庁長官は、ステート・ファーム・フロリダ社から申し出のあったフロリダ州財産保険市場からの撤退について、その申し出から17日後に当たる2月13日、8点の条件を付けて承認する決定を下したが、そのうちの主要な5点の条件が下記のものである。

- ① ステート・ファーム・フロリダ社は、この命令の発布後30日以内に営業免許を返上することとする。
- ② 他の保険会社への秩序だった契約移転は、フロリダ州保険庁が指示する方法で平易に行われることとし、直接的にせよ、間接的にせよ、いかなる保険契約もシチズンズ財産保険会社には移転しないこととする。
- ③ ステート・ファーム・フロリダ社は、代理店が契約者の保険契約を他の民間保険

---

Protection Act)」（2007.1.25）

<sup>21</sup> 前記2. (4) c.を参照願う。

会社に移転しようとしても、その移転を妨害しないこととする。

- ④ 保険契約者に対する市場混乱の影響を極力排除するため、自ら保険契約を解約しようとする、または保険契約を更改しようとする保険契約者に対しては、日割り計算による保険料の返還を行うこととし、いかなる保険種目のいかなる保険契約でも（自動車保険であれ、財産保険であれ）、短期率を用いた保険料の返還は行わないこととする。
- ⑤ 親会社のステート・ファーム相互自動車保険会社は、ステート・ファーム・フロリダ社の事業の全部または一部を買収するか、引き継ぐかをあらゆる努力をして検討することとする。

フロリダ州保険庁長官が上記のような条件を付けて承認をしたのは、ステート・ファーム・フロリダ社の撤退計画がフロリダ州法 37 編 624 章 430 条<sup>22</sup>に規定された「保険契約者またはフロリダ州民にとって危険ではない」状況からほど遠いと判断したからであり、また同社がその保険契約をシチズンズ財産保険会社に丸ごと放り込むつもりだと考えたからのものである。

ステート・ファーム・フロリダ社が撤退に当たって同社保有契約をシチズンズ財産保険会社に丸ごと移転しようとする意図は、ステート・ファーム・フロリダ社の代理店がこれまで独立代理店として同社の保険を取り扱ってきた他に、同社で引受不可とされた保険の受け皿としてシチズンズ財産保険会社に最後の砦として代替的に引受けてもらえることが可能だったために、撤退戦略上はこれまでの保有契約のすべてをシチズンズ財産保険会社に移転した方が効率的かつ容易であるとともに、同社代理店にとっては引き続きシチズンズ財産保険会社からの手数料収入を確保できる、ということがある。

しかし、行政サイドのフロリダ州保険庁にとっては、一挙に 100 万件以上ものステート・ファーム・フロリダ社の保険契約が州立のシチズンズ財産保険会社に流入してくるような事態は回避したいところである。なぜなら、シチズンズ財産保険会社は、前記 2. (5) b. で見たように、本来は保険引受けの最後の砦としての残余市場会社的位置付けとして発足したにもかかわらず、ホームオーナーズ保険までを含めた個人向け居住財産保険の引受けで州内トップシェアに踊り出ており、これ以上の保険契約の引受けはフロリダ市場におけるシチズンズ財産保険会社の残余市場機能を喪失させるばかりでなく、仮に大型ハリケーン襲来後に巨大な損害額が同社に発生した場合、フロリダ州法 37 編 627 章 3512 条<sup>23</sup>により、フロリダ州の保険契約者は一様にそのシチズンズ財産保険会社の損失穴埋めのため課税措置が適用されることになるからである。

<sup>22</sup> 前記 2. (4) c. を参照願う。

<sup>23</sup> Florida Statutes, Title XXXVII Insurance, Chapter 627 Insurance Rates and Contracts, Part I Rates and Rating Organizations, 627.3512 Recoupment of residual market deficit assessments.



る場合には、フロリダ州保険庁への料率届出や緻密な事前の料率検証を必要とせずに、自由な料率設定を可能とするものである。

法案が規定する一定の資本要件とは次の3つのいずれか一つを満たせばよい、というものである。

- 少なくとも5億ドルの契約者剰余金を有すること
- 2億ドル以上の契約者剰余金を有し、かつ正味計上保険料の対剰余金比率が2:1以下
- 1億5,000万ドルの契約者剰余金を有し、主として非営利組織に対する保険提供の事業を行っていること

通常、フロリダ州内で営業する保険会社は、前記2.(4) a.料率規定で見たように、保険料率の新規設定またはその変更を届出するに当たり、その設定や変更の根拠となる綿密な事前の料率検証結果を付してフロリダ州保険庁に提出する必要があるのに対して、消費者選択法案は、上記資本要件を満たす保険会社に対して、自ら設定した料率について、「超過的である」などのフロリダ州保険庁による裁定に影響されることなく、ホームオーナーズ保険の提供が可能になる。

## **b. 提案の経緯**

この消費者選択法案は、もともとは、ステート・ファーム・フロリダ社が2008年7月にフロリダ州保険庁に申請したホームオーナーズ保険の47%の料率引上げが却下されて以降、ステート・ファーム・フロリダ社がフロリダ州から撤退するかもしれないという懸念が現実のものならないように、ステート・ファーム・フロリダ社の立場を理解する支持者の間で企図され温存されていたものだった。しかし、ついに1月27日にステート・ファーム・フロリダ社がフロリダ市場からの撤退を表明したのを受けて、翌月2月に実際に法案提出されたものだった。その意味で、ステート・ファーム・フロリダ社に対する救済策の色合いが非常に濃厚な法案で、地元保険業界の間からは「ステート・ファーム・フロリダ社救済法案だ。」と揶揄される声も聞かれていた。しかも、ステート・ファーム・フロリダ社自身が、消費者選択法案が成立すれば、撤退計画を再考するとまで述べていたものである。

この法案に対して、フロリダ州商工会議所が行った世論調査では、6割のフロリダ州民がこの法案を支持していた。州議会における法案審議でも、フロリダ州議会上下両院の85%の議員が法案に賛成して約4か月のスピード審議で進み、6月には法案成立に必要な州知事の署名を待つばかりとなっていた。

### c. 拒否権行使による不成立

しかし、最終的には、フロリダ州知事は6月24日、この法案に拒否権を行使して法案成立を阻んだ。その拒否権行使理由として次の点を挙げている。

- 消費者選択法案には、その法案名が示すような、消費者が複数の選択肢から自らに最適な選択ができる条項はない。
- この法案が成立すると、保険会社は規制の枠の外れた保険商品を積極的に販売しようとする相手を自ら決定できるようになるため、財務体質の優良な損害保険会社にこそ、まさに消費者の選択権が付与されるようになる。
- 財務体質の優良な損害保険会社は自らの気に入った保険契約者だけを選び好みするように選択でき（いわゆる「チェリー・ピッキング」）、場合によっては保険契約者に対してリスクの転嫁も可能となる。
- リスクの低い保険契約者の囲い込み競争が発生するようになる一方、財務体質の劣る保険会社にとっては、より高いリスクを有する、望ましからざる保険契約者が登場してくることになる。
- 財務体質の優良な損害保険会社は、保険引受を希望しない地域に線を引くような方法により、その地域の保険引受を行わない事態となれば、フロリダ州民のために競争的市場の創出に努力してきた消費者や投資家の感情を損なうことになる。
- 消費者選択法案には、本来なら財務体質の優良な損害保険会社がフロリダ州の保険契約者やフロリダ保険市場に対してその債務を果たしてくれることを確信できるだけの消費者保護規定が含まれていない。

フロリダ州知事の拒否権行使により、消費者選択法案は成立しなかったわけだが、上記の理由を読む限りにおいては、行政サイドおよび消費者の立場に立てばすべて納得できる理由である。なぜ、このような反消費者的要素のある法案が世論調査で5割以上の支持を得、また州議会でも8割以上の賛成を得たのか、すなわち、法案賛成者の立場から見てこの法案に賛成できる積極的な理由は何か、残念ながらそのような理由を記した記事や文献はあまり見当たらない。

一方、反対を表明していた地元フロリダの消費者団体の反対理由は、フロリダ州知事の署名拒否理由にもあるとおり、消費者保護に関する条項が含まれていないことを問題視している。一部の消費者団体からは、「真に保険契約者のための法案とはなっておらず、消費者が自由に保険会社を選択できるという意味での消費者選択法案というよりも、保険会社が消費者を自由に選択できるという意味での保険会社選択法案だ」という意見も表明されている。

## (5) ホームオーナーズ保険独自割引の廃止 (2009.7.26)

前記暴風雨軽減割引のような州法に由来する強制的な料率割引規制とは別に、ステート・ファーム・フロリダ社が同社独自の割引として行ってきたものに、保険金無請求割引<sup>26</sup>、住宅警報防備割引および住宅保険・自動車保険のセット割引などがある。

ステート・ファーム・フロリダ社は2009年7月、同社ホームオーナーズ保険の契約者を対象としてこれまで実施してきたそれらの割引を廃止することをフロリダ州保険庁に届出した。

これらの割引制度は、ステート・ファーム・フロリダ社独自の割引制度ではあるが、州法の料率規定に従ってフロリダ州保険庁に届出を行っているため、料率の改定や使用・廃止に当たっても、フロリダ州保険庁に届出を行う必要がある。

これらの割引制度は、同社独自の割引として行われてきたものであるが、ステート・ファーム・フロリダ社の財務状態を悪化させてきたという点では、州法に由来する暴風雨軽減割引制度と同じであった。何の手当ても行わずにこのままの状態が継続すれば、2011年末までに同社は支払不能に陥ると予想されている。

そのため、ステート・ファーム・フロリダ社社長は、独自割引制度の廃止で必要な収入を確保して財務の悪化スピードを緩やかにさせ、顧客に対する債務履行をより確実なものとするための一つの施策であると述べ<sup>27</sup>、契約者からの理解を求めた。

その後、2009年8月6日になってフロリダ州保険庁は、前月にステート・ファーム・フロリダ社から届出のあった同社オリジナルの保険料割引制度の廃止について、これを承認することを回答した。料率に関する認可事項については、前記2.(4) a.料率規定で見たように、90日以上前の届出後使用制となっているため、フロリダ州保険庁側には90日の審査期間が設けられていたが、7月26日にステート・ファーム・フロリダ社が廃止の届出を行ってからわずか9日後の8月6日にスピード承認をした背景には、今やフロリダ州保険庁もステート・ファーム・フロリダ社の毀損し続ける財務状況を食い止めることに協力した、という見立ても可能である。

このフロリダ州保険庁による承認を受け、これまでの割引制度の修正・廃止は、更改契約については2009年12月1日以降の契約から、新規契約については2009年11月1日から、それぞれ適用となる。同社広報担当者は、保険金無請求割引、住宅警報防備割引および住宅保険・自動車保険のセット割引のうち、保険金無請求割引の廃止が保険契約者に対して最も大きな影響を及ぼすことになるだろうと述べている<sup>28</sup>。フロリダ州保険庁に承認された独自割引制度の廃止に伴う影響として、ステート・ファーム・フロリダ社のホームオーナーズ保険の保険料は28.4%の上昇が予想されている。

<sup>26</sup> 保険金無請求割引とは、一定の期間保険金請求をしていない保険契約者向けの割引制度で、5%~20%の範囲で保険料が節減となる。

<sup>27</sup> ステート・ファーム・フロリダ ウェブサイト (<http://www.statefarm.com/florida/florida.asp>) (2009.8.16 現在)

<sup>28</sup> BESTWIRE, "State Farm Florida Can End Some Discounts, Must Keep Mandated Mitigation

## 4. おわりに

米国フロリダ州におけるホームオーナーズ保険の市況について、ステート・ファーム・フロリダ社の撤退問題を中心として概観してきた。

ステート・ファーム・フロリダ社のフロリダ州からの撤退の問題は、ハリケーンの通り道に位置する米国フロリダ州では、ホームオーナーズ保険などの居住財産をはじめとする財産保険のビジネスが、過去に被ってきたハリケーン損害の巨大さの経験則から、成立不能という一部の声を象徴的に物語るものである。

自由競争のもと、効率性・収益性を第一に掲げる米国の保険会社の行動原理からすれば、このような撤退の問題はある程度は首肯できるものではあるが、日本人的感覚からすれば、保険会社の果たすべき公共性が置き去りにされているようにも思われる。すなわち、多かれ少なかれ事業活動によって収益の変動はあって、困難な局面への対峙はあっても、保険の提供により生活の安心・安全を継続して安定的に提供するという公共的使命は、少なくとも民間保険会社のシェアトップを自任するならあってもよかろうと考える。

今後、フロリダ州の人口は、米国商務省国勢調査局の調査によれば、今後 2030 年に掛けての人口予想において 1,270 万人も増加することが予想されており、これは沿岸部を持つ州の中ではトップの人口増加予想となっている。その意味で、ビジネスを拡大する機会に恵まれることが予想される（逆に、保険引受による損失のエクスポージャーリスクも一段と高まることにはなる）にもかかわらず、ステート・ファーム・フロリダ社が撤退を決断した理由の一番は目下の財務状態への対応に追われてということであろう。

ステート・ファーム・フロリダ社に続いてフロリダ州市場から撤退する会社が相次ぐ事態となれば、今後の人口増加予想のもとではフロリダ州民の保険手配がよりいっそう困難になることが懸念されるので、フロリダ州保険庁長官は、そういう心配も考慮に入れたうえで、おそらく本音としてはステート・ファーム・フロリダ社の撤退を認めたくはないものと思われる。

ステート・ファーム・フロリダ社が自らの戦略どおりに撤退できるかどうかは、10 月に開催予定の公聴会までその結論が持ち越される。最悪のシナリオは、その公聴会を待つことなく、2005 年のハリケーン・カトリーナ級の巨大ハリケーンがフロリダ州を直撃し、ステート・ファーム・フロリダ社のフロリダ州からの撤退を決定的にさせはしないか、ということである。ステート・ファーム・フロリダの今後の行方は、追随する会社の先例にもなりかねず、予断を許さない状況となっている。

### <参考資料>

- ・越知隆『アメリカの損害保険料率制度－規制と競争の理論と実態に関する研究－』（損害保険事業総合研究所、2001.3.30）
- ・損害保険事業総合研究所『主要国の保険業界関連組織の役割・活動と法的背景』（2008.3）
- ・損害保険事業総合研究所『欧米保険市場における個人向け保険商品の特性と販売・募集の実態』（2007.9）
- ・損保ジャパン総合研究所『ザ・ファクトブック 2009 アメリカ損害保険事情』
- ・堀田一吉「残余市場の経済分析－米国自動車保険市場の課題」三田商学研究第38巻第5号（1995.12）
- ・A.M.Best, “BEST’S REVIEW”（2009.6）
- ・A.M.Best, “BEST WEEK U.S./CANADA”（2009.4.20）
- ・A.M.Best, “BEST WEEK U.S./CANADA”（2009.6.15）
- ・A.M.Best, “BEST WEEK U.S./CANADA”（2009.6.22）
- ・A.M.Best, “BEST WEEK U.S./CANADA”（2009.6.29）
- ・Cassandra Cole, David Macpherson, Patrick Maroney, Kathleen McCullough, James W. Newman, Charles M. Nyce, “Subsidies in the Post-Loss Assessment Structure of Florida’s Property Insurance Market (A Working Paper)”（2009.4.6）
- ・James W. Newman, “Overview and History of Citizens Property Insurance Corporation”（2006.12.5）
- ・Martin Francis Grace, Robert W. Klein, Paul R. Kleindorfer, “Catastrophe insurance”（2003）
- ・Robert Klein, “Hurricanes and Residual Market Mechanisms”（2009.5.29）

### <参考ウェブサイト>

- ・損保ジャパン総合研究所 <http://www.sj-ri.co.jp/>
- ・A.M. Best Company <http://www.ambest.com/>
- ・Center for Risk Management and Insurance Research <http://rmictr.gsu.edu/>
- ・Citizens Property Insurance Corporation <https://www.citizensfla.com/>
- ・Florida Catastrophic Storm Risk Management Center <http://www.stormrisk.org/>
- ・Florida Department of State and State Library and Archives of Florida <https://www.flrules.org/>
- ・Florida House of Representatives <http://www.myfloridahouse.gov/>
- ・Florida Hurricane Catastrophe Fund <http://www.sbafla.com/>
- ・Florida state Senate [www.flsenate.gov/](http://www.flsenate.gov/)
- ・Insurance Day <http://www.insuranceday.com/>
- ・Insurance Information Institute <http://www.iii.org/>
- ・Maps.com <http://www.maps.com/>
- ・Office of Insurance Regulation <http://www.floir.com/>
- ・Property And Casualty Insurance News <http://www.property-casualty.com/>
- ・South Florida Business Journal <http://southflorida.bizjournals.com>
- ・State Farm Insurance <http://www.statefarm.com/>

- U.S. Census Bureau <http://www.census.gov/>
- Wind Mitigation Inspection Florida, Louisiana and South Carolina  
<http://www.windmitigation.com/>